

令和元年度 第3回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【令和元年9月20日(金)午後1時30分から午後4時30分まで】

議題第1号	関西学院周辺景観地区等に係る西宮市都市景観条例、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則の一部改正【諮問】
審議結果	・原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5の2, 3ページにて、都市景観形成建築物等に指定する際の指定対象外建造物を定めているが、兵庫県では「環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第112条第1項の規定により指定された郷土記念物」についても現状変更を厳しく規制し、現状を保全するものであることから、指定対象外建造物に含めても良いのではないかと。 ⇒現在、市内では未指定だが、今後指定されることも考えられるため、検討する。 ・資料3の【認定及び許可等申請の対象】の※2にて、当該景観地区において（3）「橋りょうその他これに類するもので幅員10メートル超え、又はその延長が30メートルを超えるもの」に該当する橋りょうはないと考えるが、このような大きな橋りょうのみを申請対象とするのは何故か。また、当該地区では、より強い規制力をもってきめ細やかに景観形成を図っていくこととしているので、「軽微な橋りょう」とするなど、申請対象規模を小さくしてはどうか。 ⇒当該地区では（3）に該当する規模のものはあまり想定されないが、小規模な水路に架かる橋りょうは景観へ与える影響は少ないため、対象外とし、全市基準である景観計画区域と同等とした。規模については、本地区にふさわしい対象規模となるよう再度検討する。

議題第2号	関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制（案）について【報告】
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の2ページの「景観地区共通基準」の「その他の表示方法」の（イ）、（ウ）の「可変表示式広告物等」と「可動式広告物等」の違いは何か。文言を整理し、統一した方が良いのではないかと。 ⇒精査して、修正する。

議題第3号	（仮称）枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の指定について【報告】
主な質問 意見等	・資料3の5ページ、道路境界沿いの緑化換算面積について、道路境界に接している植栽帯が敷地奥に細長く設けられ、その道路境界から一番離れて

	<p>奥まった位置に高木が植栽される場合なども考えられる。そのため、高木などの樹木については、植栽帯などに関連させずに、「道路境界から何メートル以内に植栽されたものに限る」など、範囲を制限した方が良いのではないか。</p> <p>⇒「道路境界から2メートル以内に植栽されたものに限る」とする方向で、事業主と再度調整する。</p> <p>・資料3の4ページの屋外広告物の「景観形成指針（誘導基準）」の「可変表示式屋外広告物」、「電光表示板」、「点滅式照明、可動式照明」の違いは何か。文言を整理し、統一した方が良いのではないか。</p> <p>⇒精査して、修正する。</p>
--	---

<p>議題第4号</p>	<p>西宮市都市景観形成基本計画の改定について【報告】</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<p>・資料1の1ページの「景観形成地区等」の名称について、他の自治体で「景観重点地区」と同様の意味で使用されている事例もあるため分かりにくい。混乱を避けるためにも、「景観形成促進(又は推進)地区等」などとし、位置づけを明確にしてはどうか。</p> <p>⇒検討する。</p> <p>・西宮市景観ガイドラインについては、市民が景観を身近に考えられる絵本のような冊子、又は行政職員・設計者の手引き書となるような、多くの人が使用できるものを作成してほしい。</p> <p>・今後の進め方について、スケジュールが非常にタイトであるため、景観アドバイザー一部会で都度協議を行うことが望ましいと考える。</p>